

三好市学校給食用物資納入業者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三好市立学校給食センター及び調理場設置条例施行規則（平成18年3月1日教育委員会規則第16号）第5条（1）号に定める物資の購入に関する給食用物資納入業者登録（以下「登録」という）手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(登録の種類及び有効期間)

第2条 登録の種類及び有効期間は、次の表に掲げるとおりとする。

種類	有効期間
定期登録	平成28年度を基準とした2年ごとの4月1日から2年間
追加登録	登録申請以後の最初の4月1日から当該登録申請日の属する定期登録の有効期間の末日まで
随時登録	登録日から当該登録日の属する定期登録の有効期間の末日まで

(申請)

第3条 登録を受けようとする者は、この要領の定めるところにより申請をしなければならない。

(登録基準)

第4条 前条の申請をしようとする者は、(別紙)三好市学校給食センター及び共同調理場（以下「学校給食センター」という。）給食用物資納入業者登録基準に定める要件を満たしている者でなければならない。

(申請書等の提出)

第5条 第3条の申請をしようとする者は、学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて学校給食センターに提出しなければならない。

- (1) 市税完納証明書（市外業者の場合は、当該市町村の証明書）
- (2) 食品衛生監視票（食品営業許可外施設を除く。）
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（個人事業の場合は所得証明書）
- (4) 事業所（営業所）、工場施設（設備）の位置図及び平面図
- (5) その他、教育委員会の指定するもの

2 前項の第1号から第2号までに掲げる書類については、第2条に定める有効期間にかかわらず教育委員会の指示により毎年提出しなければならない。

3 登録に係る申請書の交付期間及び提出期限については、教育委員会が別に定める。

(選定委員会)

第6条 教育委員会内に三好市学校給食物資選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設け、納入業者の審査を行う。

2 選定委員会については、教育委員会が別に定める。

(登録)

第7条 教育委員会は、申請のあった者について、選定委員会において審査を行い登録の可否を決定する。

2 教育委員会は、申請のあった者について、その決定内容を三好市学校給食用物資納入業者登録通知書(様式第2号)又は三好市学校給食用物資納入業者登録申請結果について(様式第3号)により、当該申請書の提出期限から30日以内に申請者に対し通知するものとする。

3 登録が決定した者は、学校給食用食材納入業者登録台帳(様式第4号、以下「納入業者登録台帳」という。)に登録するものとする。

(誓約書等の提出)

第8条 前条の登録の決定の通知を受けた者(以下「登録業者」という。)は、誓約書(様式第5号)及び使用印鑑届書(様式第6号)を提出するものとする。

2 登録通知書を受けた業者は、納入しようとする食材の見積書及び栄養分析試験結果書並びに見本等を学校給食センターに提出する。

(変更の届出)

第9条 登録業者は、申請事項に変更があったときは、当該変更の日から30日以内に学校給食用物資納入業者登録変更届(様式第7号)を学校給食センターに提出しなければならない。営業を休止又は廃止した時も同様とする。

(登録の取消及び停止)

第10条 教育委員会は、登録業者について、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、登録の有効期間中であってもその登録を取り消し又は停止することができるものとする。

(1) 虚偽の申請をした場合。

(2) 登録基準に掲げる要件を満たさなくなった場合。

(3) 学校給食センターに損害を与え、又は学校給食の実施に支障を与えた場合。

(4) 故意又は過失により異物の混入、規格以外の食材、数量不足の納入が各学期期間中に複数の行為があった場合。

(5) 入札又は見積り合わせの通知を受けた場合において連続して3回以上入札又は見積り合わせに参加しなかった場合。

(6) 納品物資と提出見本とに内容、品質に著しい相違があり、当該相違に基づく教育委員会の指導、指示に従わなかった場合。

(7) 工場、事務所の設備及び従業員の健康管理などについて、教育委員会の指示、指摘に従わなかった場合。

(8) 登録業者が次のいずれかに該当する場合。

ア 役員等(登録業者が個人である場合にはその者を、登録業者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴

力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 登録業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、教育委員会が登録業者に対して当該登録の解除を求め、登録業者がこれに従わなかったとき。

(9) その他教育委員会が不相当と認めた場合。

2 教育委員会は、前項の措置を講じたときは、速やかに登録業者に通知するものとする。

3 納入資格の取消しを受けた者は、取消しを受けた日の翌日から起算して6月を経なければ再申請することができない。

(暴力団の排除のための協力)

第11条 登録業者は、発注内容に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、教育委員会に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

2 登録業者は、発注内容に関する再委託契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、登録業者を通じて教育委員会に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

(その他)

第12条 教育委員会は、登録申請による審査又は年度途中において、納入業者の施設設備及び衛生管理について巡回点検を行うことができる。

2 教育委員会は、巡回点検において、施設設備又は衛生管理について不備などがあった場合、納入業者に改善を求めることができる。

3 食材に異物混入があった場合、調理場は納入業者に対し、その原因に関する報告書の提出を求めることができる。

4 納入業者は、前項に関する報告書の提出を求められたときは、速やかに報告書を提出するとともに、その原因となった事例の改善について書面で学校給食センターに提出しなければならない。

5 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

1 この要領は、平成27年11月1日から施行する。